

美里町地域防災計画 修正概要

総務課 防災交通係

◎はじめに

1.美里町地域防災計画及び美里町防災会議について

■美里町地域防災計画

美里町地域防災計画（以下「町防災計画」という。）は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、災害への予防対策、災害時の応急対応、災害後の復旧・復興に関する事項を定め、防災・減災対策を総合的かつ計画的に実施することにより、災害から住民の生命、身体及び財産を守ることを目的とするものです。

町防災計画では、町や防災関係機関といった行政機関に加え、住民や自主防災組織、事業所など、町に関わるあらゆる主体が、上記目的を達成するために取り組むべきこと、役割などを定めています。

■美里町防災会議

美里町防災会議（以下「防災会議」という。）は、災害対策基本法第 16 条に基づき設置され、美里町防災会議条例第 2 条の規定により、町防災計画の作成や町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること等を行います。

令和 7 年度から令和 8 年度にかけて町防災計画の修正を行うため、修正案の確認・意見照会、計画の承認について諮る予定です。

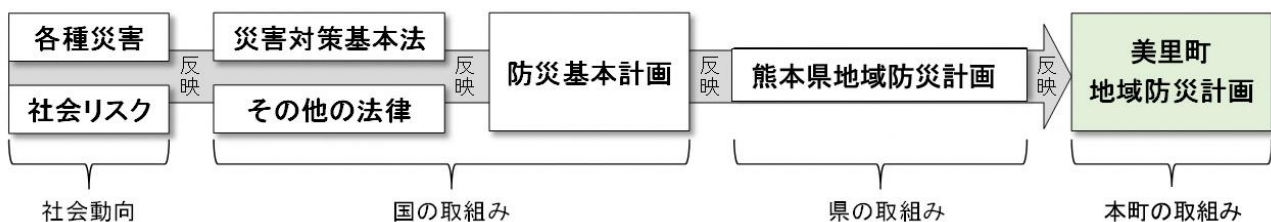


図 1. 美里町地域防災計画の位置づけと体系

2.計画改定の背景

近年、全国各地で風水害や地震等の自然災害が相次いで発生しています。令和6年能登半島地震においては、高齢化が進んだ半島地域という地理的・社会的な制約がある中で、迅速な支援やインフラの復旧に課題がありました。また本町においても、令和7年8月豪雨により、観測史上最大の24時間降水量を記録し、孤立集落の発生やインフラへの被害などが発生しました。昨今の自然災害が「頻発化」「激甚化」「広域化」「長期化」している傾向を踏まえ、今後発生が想定される地震や洪水等に備える必要があります。

また、地域防災計画の改定にあたり、町の防災体制についても、より実情に即した実効性の高い体制への見直しを予定しています。

このような状況下、本町では、近年の災害を踏まえて改正された防災に係る法制度や各種ガイドライン、上位計画である国の「防災基本計画」や「熊本県地域防災計画」（以下「県防災計画」という。）等との整合を図りつつ、上記課題も踏まえ、町防災計画をより実効性の高い計画とするため、その改定を行うこととします。

主な改定のポイントは以下のとおりです。

▼Ⅰ 「町防災計画」の構成の見直し

…県計画の構成に基づき再構成

▼Ⅱ 国の「防災基本計画」や「県防災計画」等との整合

…関連法令の改正を踏まえた修正の反映

…最近の災害対応を踏まえた修正の反映

▼Ⅲ 気象庁「新たな防災気象情報」の反映

…令和8年5月下旬より運用を予定している防災気象情報

▼Ⅳ 美里町の防災にかかる取組みの反映

…町の防災体制の見直し等の反映

▼Ⅴ 計画の使いやすさ向上にかかる修正

…検索性、視認性を向上したデザイン・レイアウトの変更

…役割分担の可視化、マトリクス表による整理

◎改定の概要

1.主な改定内容

国の防災基本計画は、災害対策基本法施行令の改正や令和6年能登半島地震などを踏まえ、直近では令和7年7月に修正されています。また、県防災計画も令和7年5月に見直されており、本町においても、法改正や上位計画である国の防災基本計画、県防災計画との整合を図り、計画の見直しを行います。

修正方針Ⅰ 「町防災計画」の構成の見直し

現行の町防災計画は、上位計画である県防災計画と目次構成や章立てが異なっていることから、国や県の計画が改定されるたびに、関連部分の更新作業が複雑化し、上位計画との整合が十分にとれていない箇所が生じるという課題がありました。特に、能登半島沖地震における課題が顕在化している現状を踏まえると、計画間の不一致は、実際の防災対応や関係機関との連携にも影響を及ぼす可能性があります。

このため、今回の改定では、県防災計画の目次構成に合わせ、さらに内容の整理・更新を行いました。また、国の防災基本計画、県防災計画との一貫性を確保したうえで、上位計画の改定にも柔軟に対応できる構成としました。

また、県防災計画においては、令和8年度の修正において「火事災害対策編」の新設が予定されています。これは、防災基本計画や近年の大規模火災等を踏まえ整理されるものであるため、町防災計画においても、「第5編 火事災害対策編」を新設し、対策の検討を推進するものとします。

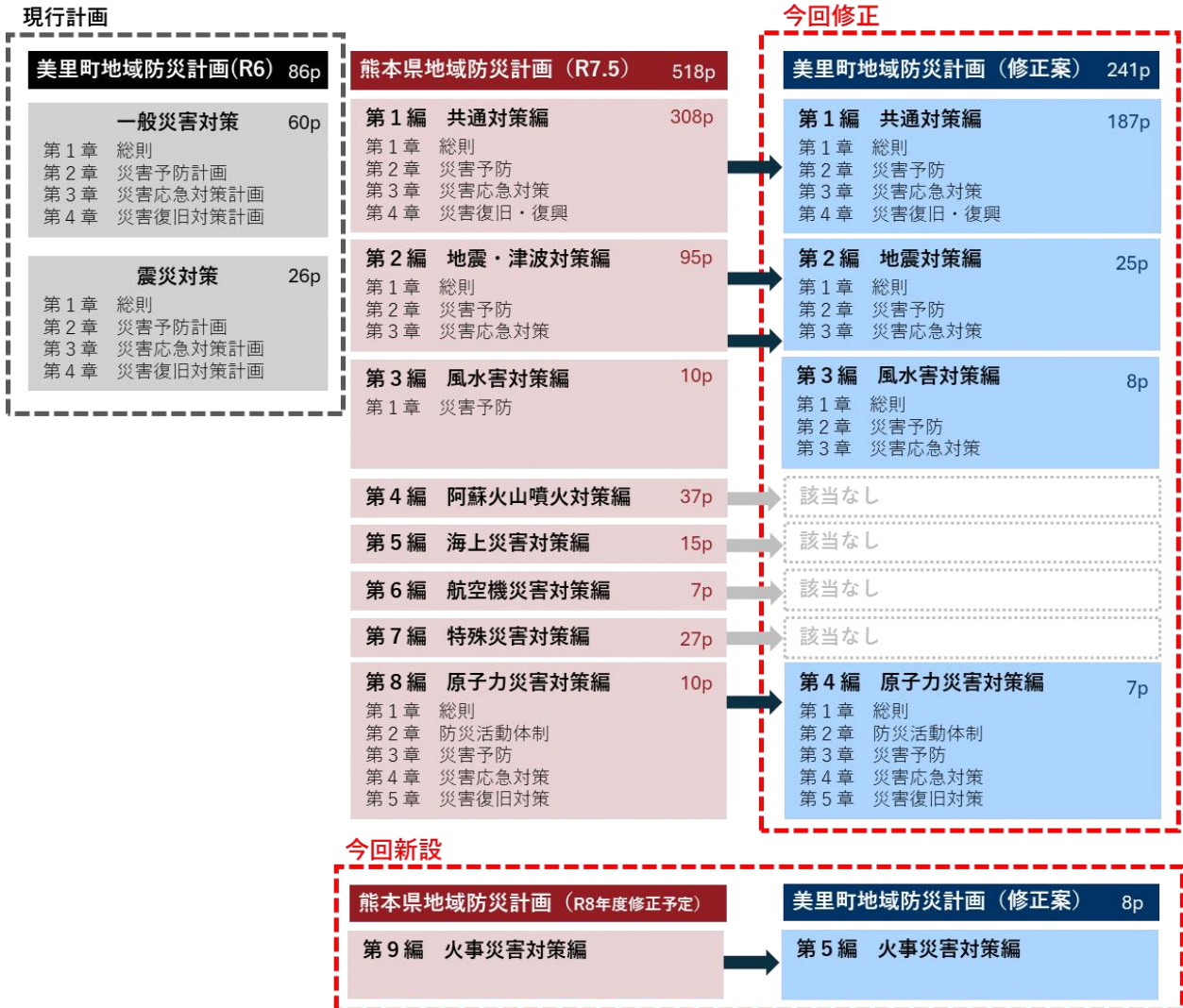


図2. 計画構成のイメージ

修正方針Ⅱ 国の「防災基本計画」や「県防災計画」等との整合

令和7年7月に修正された国の「防災基本計画」の内容を反映することで、災害対策基本法施行令の改正及び令和6年能登半島地震等を踏まえた課題や教訓等を、町防災計画に反映を行いました。また、県の「令和7年8月豪雨における初動対応の検証結果」及び「令和7年8月豪雨からの復旧・復興プラン」を受けて、デジタルツールの活用や避難所環境の整備といった課題の反映を行いました。

【関連する法令の改正を踏まえた修正】

主な検討項目（一部）			関連箇所
○災害対策基本法等の改正	国による災害対応の強化	・市町村から国に対する応急措置実施の要請	共通対策編 第3章第3節第1 [「熊本県市町村災害時相互応援に関する協定」に基づく応援要請]
	被災者支援の充実	・広域避難時の避難元・避難先市町村間の情報連携	共通対策編 第3章第10節第7 [避難誘導の事前措置]
		・地方公共団体による物資の備蓄状況の公表	共通対策編 第2章第14節第1 [基本方針]
	復旧・復興の迅速化	・事前復興まちづくり計画策定等による復興事前準備の推進	共通対策編 第4章第1節 [災害復旧・復興の基本方向]

【近年発生した災害等を踏まえた修正】

主な検討項目（一部）			関連箇所
○令和6年能登半島地震に係る災害対応を踏まえた修正	被災者支援の充実	・避難生活における生活環境確保に係る取組の充実化	共通対策編 第3章第10節第8 [避難所の開設及び収容]
		・協定・届出避難所に係る情報の事前把握	共通対策編 第2章第15節第8 [車中避難者等を含む指定避難所外避難者への対応]
	官民連携や人材育成の推進	・国と全国域の災害中間支援組織（JVOAD）の連携	共通対策編 第2章第18節 [災害ボランティア]

主な検討項目（一部）		関連箇所
	・避難生活支援リーダー/サポーターの育成・確保、データベース化	共通対策編 第2章第18節第2 [関係機関との協働体制の構築]
消防防災力の充実強化	・消防団と多様な主体（自主防災組織・防災士等）の連携	共通対策編 第2章第12節第1 [自主防災組織の方針]
インフラ・ライフラインの復旧迅速化、代替性の確保	・災害用井戸・湧水等の活用による代替水源の確保	共通対策編 第2章第1節第6 [ライフライン機能]
防災DXの加速	・新総合防災情報システム（SOBO-WEB）や新物資システム（B-PLo）の利活用促進、研修・訓練の実施	共通対策編 第2章第9節第2 [通信設備]
	・防災IoTシステムによる被災状況の迅速な共有	共通対策編 第3章第7節第7 [情報収集・共有及び被害報告取扱]
	・避難所開設時における全国共通避難所・避難場所IDの報告	共通対策編 第3章第10節第8 [避難所の開設及び収容]
○岩手県大船渡市林野火災を踏まえた修正	・広報・啓発等を通じた林野火災の予防の強化	火事災害対策編 第2章第1節第1 [林野火災に強い地域づくり]
	・地上・空中消火の連携による消火活動、車両・資機材の整備	火事災害対策編 第2章第1節第5 [迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え]
		火事災害対策編 第2章第2節第2 [消火活動]
	・林野火災注意報・林野火災警報の運用	火事災害対策編 第2章第1節第4 [林野火災注意報・警報]

主な検討項目（一部）		関連箇所
○令和7年8月豪雨を踏まえた修正	・線状降水帯発生予測情報への対応や体制の整備	共通対策編 第3章第7節第5 [被害等の調査・報告]
	・多様なデジタルツールの積極的な活用	共通対策編 第2章第15節第3 [避難誘導の事前措置]
		共通対策編 第3章第7節第4 [防災情報共有システムの活用]
	・孤立集落の状況把握のための情報収集手段の体制整備	共通対策編 第2章第15節第2 [避難指示等の発令の判断基準の整理]

【施策の進展や発生した災害等を踏まえた修正】

主な検討項目（一部）		関連箇所
○災害情報の確実な伝達	・災害情報等の伝達手段の多重化・多様化	共通対策編 第3章第8節第6 [災害情報等の伝達手段の多重化・多様化]
○自主防災組織への女性の参画拡大	・地域住民等の自主防災組織づくり	共通対策編 第2章第12節2 [地域住民等の自主防災組織]
	・避難所における男女共同参画の推進	共通対策編 第2章第15節6 [避難所における男女共同参画の推進]
		共通対策編 第3章第10節8 [避難所の開設及び収容]

主な検討項目（一部）		関連箇所
○デジタル技術の活用	・被災者台帳や避難行動要支援者名簿のデジタル化による被災者支援業務の迅速化・効率化	共通対策編 第2章第16節2 [避難行動要支援者支援の円滑な実施のための方策]
		共通対策編 第4章第5節4 [被災者台帳の作成等]
	・デジタル技術活用による消防力の強化	地震対策編 第2章第5節3 [消防力の強化]
○その他	・避難所でのこども・若者の居場所の確保	共通対策編 第3章第10節第8 [避難所の開設及び収容]

修正方針Ⅲ 新たな防災気象情報の反映

気象庁が令和8年5月下旬より運用を予定している「新たな防災気象情報」について町防災計画へ反映を行いました。

【新たな防災気象情報の概要】

- ・ 防災気象情報を5段階の警戒レベルにあわせて発表
- ・ レベル4相当の情報として危険警報を新設
- ・ 情報名称そのものにレベルの数字を付けて発表（例：レベル4大雨危険警報 等）

	河川氾濫 1級河川などの大河川の氾濫	大雨 低地の浸水や大河川以外の氾濫	土砂災害 急傾斜地のがけ崩れや土石流	高潮 海水面上昇や波の打上げによる浸水	(警戒レベルごとの) 住民が とるべき行動
警戒レベル 5相当	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報	命の危険 直ちに安全確保！
<警戒レベル4までに危険な場所から かならず避難！>					
警戒レベル 4相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報	危険な場所から全員避難
警戒レベル 3相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報	避難に時間を要する人は早めに避難、避難の準備など
警戒レベル 2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報	避難行動を確認（避難場所や避難ルート、避難のタイミングなど）
警戒レベル 1	早期注意情報				災害への心構えを高める

河川氾濫

- ・ 河川ごと*の情報とし、「レベル3氾濫警報」等の名称で発表（*洪水予報河川のみ）

大雨

- ・ 浸水害を対象とした大雨特別警報・警報・注意報は、大雨に関する情報として警戒レベル毎に整理し、警戒レベル相当情報として位置づけ
- ・ 洪水予報河川以外の河川は、大雨に関する情報で一緒に扱う

土砂災害

- ・ 現在の警戒レベル4相当情報である土砂災害警戒情報は、レベル4土砂災害危険警報に変更

【新たな防災気象情報の運用による修正】

主な検討項目（一部）	関連箇所
○新たな防災気象情報の反映	・ 職員の動員配置 共通対策編 第3章第2節第3 [職員の配備体制]
	・ 予警報等の基準と伝達 共通対策編 第3章第5節第1 [予警報等の定義]
	・ 避難指示に関する判断基準 共通対策編 第3章第10節第2 [避難指示等の基準]

修正方針Ⅳ 美里町の防災にかかる取組みの反映

令和7年8月豪雨や、新たな防災気象情報を踏まえ、美里町における防災体制の見直しを行い、町防災計画に反映しました。

【職員配備体制の例】

- ・職員の配備体制について、表を用いて、各配備体制の基準、内容、配備人数等を分かりやすく整理した。
- ・配備基準となる防災気象情報について、令和8年5月下旬から運用開始予定の「新たな気象情報」に対応させた。
- ・これまでの災害対応の実績等を踏まえ、配備人数の見直し検討を行った。

配備体制	配備基準	業務内容	配備人数
注意体制	<ul style="list-style-type: none"> ○レベル2大雨注意報、レベル2氾濫注意報、レベル2土砂災害注意報のいずれかが発表され、今後警戒レベル3へ移行する可能性が高いと判断できる場合。 ○その他、総務課長が必要と認める事象が発生した場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・予警報の伝達、被害情報の収集 ・必要に応じ被害情報等を関係各課に連絡 	<ul style="list-style-type: none"> ・総務課（2名）
第1警戒体制	<ul style="list-style-type: none"> ○レベル3大雨警報、レベル3氾濫警報、レベル3土砂災害警報のいずれかが発表された場合。 ○その他、総務課長が必要と認める事象が発生した場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・警報の伝達、被害情報の収集 ・災害応急対策の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・砥用庁舎 1班（3名） ・中央庁舎 1班（3名）
第2警戒体制	<ul style="list-style-type: none"> ○レベル3大雨警報、レベル3氾濫警報、レベル3土砂災害警報のいずれかが発表され、さらに雨が降り続く可能性が高いと判断できる場合。 ○第一警戒体制において、人数不足により、業務の遂行が困難になると想定される場合。 ○その他、総務課長が必要と認める事象が発生した場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・警報の伝達、被害情報の収集 ・災害応急対策の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・砥用庁舎 1班（6名） ・中央庁舎 1班（6名）

【美里町の防災体制の見直し】

主な検討項目（一部）	関連箇所	
○防災体制の見直しの反映	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部の組織及び事務分掌 	共通対策編 第3章第1節第2 [災害対策本部]
	<ul style="list-style-type: none"> ・職員配備動員基準 	共通対策編 第3章第2節第3 [職員の配備体制]
	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力災害における体制 	原子力災害対策編 第4章第1節 [組織体制の確立]

修正方針V 計画の使いやすさの向上にかかるデザインの変更

見やすさ・使いやすさ向上のため、主に以下のようなデザインやレイアウトの見直しを行いました。

【検索性、視認性を向上したデザイン・レイアウトの変更】

現行	見直し案								
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p style="text-align: center;">第1節 目的</p> <p>この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、美里町防災会議が作成する計画であって、町、関係機関、住民等がその全機能を発揮し、相互に有機的な関連をもって町全域にかつる災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、町域における土地の保全と住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。</p> <p style="text-align: center;">第2節 計画の性格及び基本方針</p> <p>1. 計画の性格</p> <p>(1) この計画は、美里町防災会議が作成する「美里町地域防災計画」の「一般災害対策編」として、本町における各種災害の防災上必要となる災害予防、災害応急対策及び災害復旧に係る諸施策について定めるものとする。この計画に定めのない事項及び地震・津波の災害対策については、「美里町地域防災計画」の「震災対策編」に定めるところによる。</p> <p>(2) 「美里町地域防災計画一般災害対策編」の策定及び運営にあたっては、国の「防災基本計画」及び、熊本県の「熊本県地域防災計画」に基づき実施することから、指定行政機関及び指定公共機関が作成する「防災業務計画」と密接な連携を図ってゆくものとする。さらに、国土強靱化基本法第13条の規定に基づく「熊本県国土強靱化地域計画」とも十分な調整を図るものとする。</p> <p>(3) この計画は、各種災害に関して、防災関係機関相互の密接な連絡調整を図るうえで基本的な大綱を示すもので、その実施細則については、さらに関係機関において別途マニュアル（災害対応マニュアル、業務継続計画、避難所運営マニュアル、物資供給マニュアル、災害廃棄物処理計画、災害時受援計画等）を作成する等具体的に定めるものとする。</p> <p>2. 計画の基本方針</p> <p>この計画は、防災関係機関が必要な体制を確立し、その実施責任を明確にするとともに、総合的、計画的な各種災害対策の整備及び推進を図るものである。この計画の編立及び推進に当たっては、次の事項を基本とするものとする。</p> <p>(1) 自主防災体制の確立</p> <p>(2) 防災関係機関相互の連携・協力体制の強化</p> <p>(3) 男女共同参画の観点からの防災体制の確立</p> <p>(4) 各種災害対策の推進</p> <p>(5) 関係法令の遵守</p> <p style="text-align: center;">第3節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>防災に關し、関係機関はそれぞれ次の事務又は業務を処理する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">美里町</td> <td> 1. 美里町防災会議に関する事務 2. 防災意識の高揚普及及び防災組織の育成指導 3. 防災に関する施設の整備及び必要物資の備蓄 4. 災害発生及び被害拡大等の防止対策 5. 災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査 6. 被災者の救助、救護措置及び復旧対策 7. 災害時の保健衛生、文教及び交通等の対策 8. 住家被害の調査、被災証明書の発行 9. その他所掌事務についての防災対策 </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	事務又は業務	美里町	1. 美里町防災会議に関する事務 2. 防災意識の高揚普及及び防災組織の育成指導 3. 防災に関する施設の整備及び必要物資の備蓄 4. 災害発生及び被害拡大等の防止対策 5. 災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査 6. 被災者の救助、救護措置及び復旧対策 7. 災害時の保健衛生、文教及び交通等の対策 8. 住家被害の調査、被災証明書の発行 9. その他所掌事務についての防災対策	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p style="text-align: center;">第1節 目的</p> <p>この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、美里町防災会議が作成する計画であって、町、関係機関、住民等がその全機能を発揮し、相互に有機的な関連をもって町全域にかつる災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、町域における土地の保全と住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。</p> <p style="text-align: center;">第2節 計画の性格及び基本方針</p> <p>1. 計画の性格</p> <p>(1) この計画は、美里町防災会議が作成する「美里町地域防災計画」の「一般災害対策編」として、本町における各種災害の防災上必要となる災害予防、災害応急対策及び災害復旧に係る諸施策について定めるものとする。</p> <p>(2) 「美里町地域防災計画一般災害対策編」の策定及び運営にあたっては、国の「防災基本計画」及び、熊本県の「熊本県地域防災計画」に基づき実施することから、指定行政機関及び指定公共機関が作成する「防災業務計画」と密接な連携を図ってゆくものとする。さらに、国土強靱化基本法第13条の規定に基づく「熊本県国土強靱化地域計画」「美里町国土強靱化地域計画」とも十分な調整を図るものとする。</p> <p>(3) この計画は、各種災害に関して、防災関係機関相互の密接な連絡調整を図るうえで基本的な大綱を示すもので、その実施細則については、さらに関係機関において別途マニュアル（災害対応マニュアル、業務継続計画、避難所運営マニュアル、物資供給マニュアル、災害廃棄物処理計画、災害時受援計画等）を作成する等具体的に定めるものとする。</p> <p>2. 計画の基本方針</p> <p>この計画は、防災関係機関が必要な体制を確立し、その実施責任を明確にするとともに、総合的、計画的な各種災害対策の整備及び推進を図るものである。この計画の編立及び推進に当たっては、次の事項を基本とするものとする。</p> <p>(1) 自主防災体制の確立</p> <p>(2) 防災関係機関相互の連携・協力体制の強化</p> <p>(3) 男女共同参画の観点からの防災体制の確立</p> <p>(4) 各種災害対策の推進</p> <p>(5) 関係法令の遵守</p> <p style="text-align: center;">第3節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>防災に關し、関係機関はそれぞれ次の事務又は業務を処理する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">美里町</td> <td> 1. 美里町防災会議に関する事務 2. 防災意識の高揚普及及び防災組織の育成指導 3. 防災に関する施設の整備及び必要物資の備蓄 4. 災害発生及び被害拡大等の防止対策 5. 災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査 6. 被災者の救助、救護措置及び復旧対策 7. 災害時の保健衛生、文教及び交通等の対策 8. 住家被害の調査、被災証明書の発行 9. その他所掌事務についての防災対策 </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	事務又は業務	美里町	1. 美里町防災会議に関する事務 2. 防災意識の高揚普及及び防災組織の育成指導 3. 防災に関する施設の整備及び必要物資の備蓄 4. 災害発生及び被害拡大等の防止対策 5. 災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査 6. 被災者の救助、救護措置及び復旧対策 7. 災害時の保健衛生、文教及び交通等の対策 8. 住家被害の調査、被災証明書の発行 9. その他所掌事務についての防災対策
機関名	事務又は業務								
美里町	1. 美里町防災会議に関する事務 2. 防災意識の高揚普及及び防災組織の育成指導 3. 防災に関する施設の整備及び必要物資の備蓄 4. 災害発生及び被害拡大等の防止対策 5. 災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査 6. 被災者の救助、救護措置及び復旧対策 7. 災害時の保健衛生、文教及び交通等の対策 8. 住家被害の調査、被災証明書の発行 9. その他所掌事務についての防災対策								
機関名	事務又は業務								
美里町	1. 美里町防災会議に関する事務 2. 防災意識の高揚普及及び防災組織の育成指導 3. 防災に関する施設の整備及び必要物資の備蓄 4. 災害発生及び被害拡大等の防止対策 5. 災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査 6. 被災者の救助、救護措置及び復旧対策 7. 災害時の保健衛生、文教及び交通等の対策 8. 住家被害の調査、被災証明書の発行 9. その他所掌事務についての防災対策								
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p style="text-align: center;">第1節 目的</p> <p>この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、美里町防災会議が作成する計画であって、町、関係機関、住民等がその全機能を発揮し、相互に有機的な関連をもって町全域にかつる災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、町域における土地の保全と住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。</p> <p style="text-align: center;">第2節 計画の性格及び基本方針</p> <p>1. 計画の性格</p> <p>(1) この計画は、美里町防災会議が作成する「美里町地域防災計画」の「一般災害対策編」として、本町における各種災害の防災上必要となる災害予防、災害応急対策及び災害復旧に係る諸施策について定めるものとする。この計画に定めのない事項及び地震・津波の災害対策については、「美里町地域防災計画」の「震災対策編」に定めるところによる。</p> <p>(2) 「美里町地域防災計画一般災害対策編」の策定及び運営にあたっては、国の「防災基本計画」及び、熊本県の「熊本県地域防災計画」に基づき実施することから、指定行政機関及び指定公共機関が作成する「防災業務計画」と密接な連携を図ってゆくものとする。さらに、国土強靱化基本法第13条の規定に基づく「熊本県国土強靱化地域計画」とも十分な調整を図るものとする。</p> <p>(3) この計画は、各種災害に関して、防災関係機関相互の密接な連絡調整を図るうえで基本的な大綱を示すもので、その実施細則については、さらに関係機関において別途マニュアル（災害対応マニュアル、業務継続計画、避難所運営マニュアル、物資供給マニュアル、災害廃棄物処理計画、災害時受援計画等）を作成する等具体的に定めるものとする。</p> <p>2. 計画の基本方針</p> <p>この計画は、防災関係機関が必要な体制を確立し、その実施責任を明確にするとともに、総合的、計画的な各種災害対策の整備及び推進を図るものである。この計画の編立及び推進に当たっては、次の事項を基本とするものとする。</p> <p>(1) 自主防災体制の確立</p> <p>(2) 防災関係機関相互の連携・協力体制の強化</p> <p>(3) 男女共同参画の観点からの防災体制の確立</p> <p>(4) 各種災害対策の推進</p> <p>(5) 関係法令の遵守</p> <p style="text-align: center;">第3節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>防災に關し、関係機関はそれぞれ次の事務又は業務を処理する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">美里町</td> <td> 1. 美里町防災会議に関する事務 2. 防災意識の高揚普及及び防災組織の育成指導 3. 防災に関する施設の整備及び必要物資の備蓄 4. 災害発生及び被害拡大等の防止対策 5. 災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査 6. 被災者の救助、救護措置及び復旧対策 7. 災害時の保健衛生、文教及び交通等の対策 8. 住家被害の調査、被災証明書の発行 9. その他所掌事務についての防災対策 </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	事務又は業務	美里町	1. 美里町防災会議に関する事務 2. 防災意識の高揚普及及び防災組織の育成指導 3. 防災に関する施設の整備及び必要物資の備蓄 4. 災害発生及び被害拡大等の防止対策 5. 災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査 6. 被災者の救助、救護措置及び復旧対策 7. 災害時の保健衛生、文教及び交通等の対策 8. 住家被害の調査、被災証明書の発行 9. その他所掌事務についての防災対策	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p style="text-align: center;">第1節 目的</p> <p>この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、美里町防災会議が作成する計画であって、町、関係機関、住民等がその全機能を発揮し、相互に有機的な関連をもって町全域にかつる災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、町域における土地の保全と住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。</p> <p style="text-align: center;">第2節 計画の性格及び基本方針</p> <p>1. 計画の性格</p> <p>(1) この計画は、美里町防災会議が作成する「美里町地域防災計画」の「一般災害対策編」として、本町における各種災害の防災上必要となる災害予防、災害応急対策及び災害復旧に係る諸施策について定めるものとする。</p> <p>(2) 「美里町地域防災計画一般災害対策編」の策定及び運営にあたっては、国の「防災基本計画」及び、熊本県の「熊本県地域防災計画」に基づき実施することから、指定行政機関及び指定公共機関が作成する「防災業務計画」と密接な連携を図ってゆくものとする。さらに、国土強靱化基本法第13条の規定に基づく「熊本県国土強靱化地域計画」「美里町国土強靱化地域計画」とも十分な調整を図るものとする。</p> <p>(3) この計画は、各種災害に関して、防災関係機関相互の密接な連絡調整を図るうえで基本的な大綱を示すもので、その実施細則については、さらに関係機関において別途マニュアル（災害対応マニュアル、業務継続計画、避難所運営マニュアル、物資供給マニュアル、災害廃棄物処理計画、災害時受援計画等）を作成する等具体的に定めるものとする。</p> <p>2. 計画の基本方針</p> <p>この計画は、防災関係機関が必要な体制を確立し、その実施責任を明確にするとともに、総合的、計画的な各種災害対策の整備及び推進を図るものである。この計画の編立及び推進に当たっては、次の事項を基本とするものとする。</p> <p>(1) 自主防災体制の確立</p> <p>(2) 防災関係機関相互の連携・協力体制の強化</p> <p>(3) 男女共同参画の観点からの防災体制の確立</p> <p>(4) 各種災害対策の推進</p> <p>(5) 関係法令の遵守</p>				
機関名	事務又は業務								
美里町	1. 美里町防災会議に関する事務 2. 防災意識の高揚普及及び防災組織の育成指導 3. 防災に関する施設の整備及び必要物資の備蓄 4. 災害発生及び被害拡大等の防止対策 5. 災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査 6. 被災者の救助、救護措置及び復旧対策 7. 災害時の保健衛生、文教及び交通等の対策 8. 住家被害の調査、被災証明書の発行 9. その他所掌事務についての防災対策								

現行

第1章 総則

第1節 目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、美里町防炎会議が作成する計画であって、町、関係機関、住民等がその全機能を発揮し、相互に有機的な関連をもって町全域にかかる災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、町域における土地の保全と住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第2節 計画の性格及び基本方針

- 1. 計画の性格
(1) この計画は、美里町防炎会議が作成する「美里町地域防炎計画」の「一般災害対策編」として、本町における各種災害の防災上必要となる災害予防、災害応急対策及び災害復旧に係る諸施策について定めるものとする。
(2) 「美里町地域防炎計画（一般災害対策編）」の策定及び運営にあたっては、国の「防災基本計画」及び、熊本県の「熊本県地域防炎計画」に基づき実施することから、指定行政機関及び指定公共機関が作成する「防災業務計画」と密接な連携を図ってゆくものとする。
(3) この計画は、各種災害に関して、防災関係機関相互の密接な連携調整を図るうえで基本的な大綱を示すもので、その実施細則については、さらに関係機関において別途マニュアル（災害対応マニュアル、業務継続計画、避難所運営マニュアル、物資供給マニュアル、災害廃棄物処理計画、災害時受援計画等）を作成する等具体的に定めるものとする。

- 2. 計画の基本方針
この計画は、防災関係機関が必要な役割を確立し、その実施責任を明確にするとともに、総合的、計画的な各種災害対策の整備及び推進を図るものである。
この計画の樹立及び推進に当たっては、次の事項を基本とするものとする。
(1) 自主防災体制の確立
(2) 防災関係機関相互の連携・協力体制の強化
(3) 男女共同参画の視点からの防災体制の確立
(4) 各種災害対策の推進
(5) 関係法令の遵守

第3節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

防災に際し、関係機関はおおむね次の事務又は業務を処理する。

Table with 2 columns: 機関名, 事務又は業務. Lists tasks for the town and other organizations.

見直し案

③ ヘッダーとフッターを活用し検索性向上

第1編 共通対策編
第1部 総則
第1節 目的

第1章 総則

第1節 目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、美里町防炎会議が作成する計画であって、町、関係機関、住民等がその全機能を発揮し、相互に有機的な関連をもって町全域にかかる災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、町域における土地の保全と住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第2節 計画の性格及び基本方針

1. 計画の性格

- (1) この計画は、美里町防炎会議が作成する「美里町地域防炎計画」の「一般災害対策編」として、本町における各種災害の防災上必要となる災害予防、災害応急対策及び災害復旧に係る諸施策について定めるものとする。
(2) 「美里町地域防炎計画（一般災害対策編）」の策定及び運営にあたっては、国の「防災基本計画」及び、熊本県の「熊本県地域防炎計画」に基づき実施することから、指定行政機関及び指定公共機関が作成する「防災業務計画」と密接な連携を図ってゆくものとする。
(3) この計画は、各種災害に関して、防災関係機関相互の密接な連携調整を図るうえで基本的な大綱を示すもので、その実施細則については、さらに関係機関において別途マニュアル（災害対応マニュアル、業務継続計画、避難所運営マニュアル、物資供給マニュアル、災害廃棄物処理計画、災害時受援計画等）を作成する等具体的に定めるものとする。

2. 計画の基本方針

この計画は、防災関係機関が必要な役割を確立し、その実施責任を明確にするとともに、総合的、計画的な各種災害対策の整備及び推進を図るものである。
この計画の樹立及び推進に当たっては、次の事項を基本とするものとする。

- (1) 自主防災体制の確立
(2) 防災関係機関相互の連携・協力体制の強化
(3) 男女共同参画など多様な視点からの防災体制の確立
(4) 各種災害対策の推進
(5) 関係法令の遵守

—共通対策編—

④ 複雑な情報を視覚的にわかりやすくし、伝わりやすくするため、必要に応じて表形式による整理

第3章 災害応急対策計画

第1節 組織計画

- 1. 災害対策本部等の設置基準
本町の地域に大規模な地震が発生し、又は発生するおそれがある場合には、応急対策活動を強力に推進する中心となる組織として、災害対策基本法第23条に基づき災害対策本部を設置するものとする。
(1) 災害対策本部
ア 町内で震度6弱以上の地震が発生した場合
イ 災害が発生し、又は発生するおそれがあり、その規模及び範囲から、町長が本部を設置し応急対策をとる必要があると判断した場合
ウ 地震以外の複合的な要因も含め、災害が発生する可能性があり、町長が本部を設置し応急対策をとる必要があると判断した場合
(2) 現地災害対策本部
被災地が災害対策本部から遠隔地の場合、災害対策本部との通信連絡に円滑な場合その他必要に応じて、主要被災地に設置する。
2. 熊本県現地災害対策本部との連携
町災害対策本部は、県が現地災害対策本部を設置したときは、県の当該現地災害対策本部と密接な連携を図り、適切な災害応急対策の実施に努めるものとする。

第2節 職員配置計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における職員の配置体制、動員方法等について定め、応急措置の円滑な実施を期する。

- 1. 指揮系統
大規模地震が発生した場合、町長の指揮のもとに次の指揮系統により迅速かつ的確な応急対策を実施するものとする。
(1) 命令系統
大規模地震が発生した場合、町長の指揮により直ちに災害対策本部の設置等災害応急対策の活動体制を整えるものとする。
(2) 連絡系統
町内で震度6弱以上の地震が発生した場合、総務課長は、直ちに町長に連絡を行い、必要な指示を受けるものとする。又、関係課長にも速やかに連絡するものとする。震度5強以下でも被害が甚大な場合は、この系統に準ずる。
2. 組織の確立
地震による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、次の措置を講ずるものとする。
(1) 職員の配置
ア 地震が予知され、これに関する情報が発表された場合。
総務課長は、必要に応じて関係課長を招集し、情報を検討し、職員を配置し、情報の収集等に当たらせるものとする。
イ 第1配置体制
震度4の地震が発生した場合は、一般災害対策第3章第2節(任意体制下の職員配置基準)による配置体制をとるものとし、地震情報の伝達及び被害情報の収集を行うものとする。また、配置職員は、必要に応じて被害情報等を関係各課へ連携するものとする。
ウ 第2配置体制
震度5弱、5強の地震が発生した場合は、総務課長の指示に基づき、一般災害対策第3章第2節(管轄体制下の職員配置基準)による職員の配置を行い、被害の情報の伝達及び被害報告の収集等、災害応急対策の実施に当たるものとし、必要に応じて関係課員を招集する。

第2編 地震対策編
第3章 災害応急対策
第2節 職員配置

第2節 職員配置

【全職員】

災害が発生し又は発生するおそれがある場合における職員の配置体制、動員方法等について定め、応急措置の円滑な実施を期する。

1. 指揮系統

- 大規模地震が発生した場合、町長の指揮のもとに次の指揮系統により迅速かつ的確な応急対策を実施するものとする。
(1) 命令系統
大規模地震が発生した場合、町長の指揮により直ちに災害対策本部の設置等災害応急対策の活動体制を整えるものとする。
(2) 連絡系統
町内で震度6弱以上の地震が発生した場合、総務課長は、直ちに町長に連絡を行い、必要な指示を受けるものとする。又、関係課長にも速やかに連絡するものとする。震度5強以下でも被害が甚大な場合は、この系統に準ずる。

2. 職員の配置基準

地震による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、次の措置を講ずるものとする。

Table with 4 columns: 職員の配置, 配置時期, 配置内容, 配置人員. Details staff deployment for different earthquake magnitudes.

なお、道路の遮断や公共交通機関等の不通により釐りできない場合は、所属長へその旨連絡するとともに、最寄り出先機関あるいは指定の避難場所へ向かい、応急活動に従事するものとする。
また、総務課は、勤務時間外に震度6弱以上の地震が発生し、通信手段が途絶した場合は、報道機関に対し、テレビ、ラジオによる職員参加の放送を依頼するものとする。

—地震対策編—

本編の各節の冒頭に担当の課を記載しました。さらに、全体像がわかるようマトリクス形式でも整理しました。

【役割分担の可視化、マトリクス表による整理】

第1編 共通対策編
 第2章 災害予防
 第1節 公共施設等災害予防

第2章 災害予防

第1節 公共施設等災害予防

【総務課、建設課、福祉課、学校教育課、社会教育課、上下水道課】

生活に密着した公共施設等が被災した場合、町民の生活維持に重大な支障を来すことが予想され、その影響は極めて大きいため、施設の耐災化及び機能強化等を図るものとする。

また、施設が被災した場合に備え、過去の災害時における復旧のプロセスやノウハウについて、あらかじめ、県、隣接市町村、関係機関における共有を図るものとする。

さらに、これらの施設が、災害時において災害対応の拠点となることも想定し、必要に応じ、防災機能の強化を図るものとする。

美里町地域防災計画 マトリクス表

		全課(局)	総務課	美しい里創生課	住民生活課	福祉課	こども応援課	健康保険課	農業政策課	森づくり推進課	建設課	上下水道課	学校教育課	社会教育課	会計課	議会事務局	
第1編 共通対策編	第1章 総則	第1節 目的															
		第2節 計画の性格及び基本方針															
		第3節 関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱															
		第4節 美里町の地域特性															
		第5節 その他															
	第2章 災害予防	第1節 公共施設等災害予防		○			○					○	○	○	○		
		第2節 建築物等災害予防		○								○					
		第3節 災害危険区域(箇所)調査及び事前指導計画		○													
		第4節 風水害・土砂災害予防		○	○		○			○		○					
		第5節 火災予防		○													
		第6節 危険物等災害予防		○													
		第7節 文化財災害予防		○												○	
		第8節 気象観測施設等整備		○													
		第9節 防災業務施設整備		○													
		第10節 防災知識普及		○	○										○		
		第11節 地域防災力強化		○													
		第12節 自主防災組織等育成		○													
		第13節 防災訓練		○													
		第14節 物資・資機材整備・調達		○													
		第15節 避難収容		○	○			○	○	○	○				○	○	
第16節 避難行動要支援者等支援		○				○											
第17節 医療保健		○						○									
第18節 災害ボランティア		○			○	○											
第19節 防災関係機関等における業務継続計画	○																
第20節 受援計画		○															
第3章 災害応急対策	第1節 防災組織	○															

マトリクス形式での整理 (例)

2.改定のスケジュール

町防災計画の改定は、以下のスケジュールで進めております。

今回実施する関係機関意見照会及びパブリックコメントにおいて、計画本編（案）及び資料編（案）についてご意見を伺います。令和8年度は、5月に防災会議を予定し、計画の修正案についてお諮りする予定です。

時期		会議・意見照会等	実施業況
令和7年度	3月	庁内意見照会、関係機関意見照会 ・計画本編（素案）について ・改定のポイントについて	済
令和8年度	4月予定	関係機関意見照会、パブリックコメント ・計画本編（案）、資料編（案）について ・改定のポイントについて	今回
	5月下旬予定	防災会議 ※対面開催 ・修正案の報告・承認	
	6月予定	公表	

※今後の予定は、進捗状況に応じて適宜変更となる可能性があります。

以上